

独立行政法人大学入試センター事務協議会規則

〔平成13年4月1日〕
規則第7号

改正 平成14年2月5日規則第1号
改正 平成14年3月29日規則第11号
改正 平成19年3月30日規則第18号
改正 平成23年3月24日規則第7号
改正 平成29年3月31日規則第4号
改正 平成30年9月30日規則第27号
改正 令和2年3月31日規則第71号
改正 令和8年9月30日規則第8号

独立行政法人大学入試センター事務協議会規則

(設置)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）に、センターの円滑な運営に資するため、事務的な事項について協議を行う事務協議会を置く。

(構成員)

第2条 事務協議会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 理事
- 二 試験・研究統括補佐官
- 三 審議役
- 四 企画調整役
- 五 総務部長
- 六 試験企画部長
- 七 事業部長
- 八 特命担当部長
- 九 次長
- 十 課長
- 十一 参事

2 理事が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、監事に出席を求めることができる。

3 理事が必要と認めるときは、前二項の規定にかかわらず、構成員以外の者を出席させることができる。

(会議の招集等)

第3条 事務協議会は、理事が招集し主催する。

(庶務)

第4条 事務協議会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年2月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月30日）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和8年9月30日）

この規則は、令和8年10月1日から施行し、令和8年9月1日から適用する。